

拡充

★★皆様のマイホーム取得を応援します！★★

# 令和6年度 住宅新築・購入支援助成金

2050年カーボンニュートラルの実現を目指し、令和5年7月1日以降に建築確認済証が交付された住宅、または建築工事届が受理された住宅は、現行の省エネ基準に適合したもののみ補助の対象です。

## 拡 充 内 容

令和6年4月1日以降に造成工事に着手された、2区画以上ある民間分譲宅地を購入して住宅を建築された場合、その土地購入費を上限50万円まで助成します。

## 補 助 対 象 者

飛騨市内に定住する目的で省エネ住宅を取得する方、中古住宅を購入する方（年齢制限なし）

### ① 補 助 基 本 額

住宅取得額(土地代を含む)に応じて以下の助成金が受けられます

住宅取得額	補助基本額
1千万円未満	10万円
1千万円以上～2千万円未満	20万円
2千万円以上	30万円

+

### ② 加 算 額

条件に応じて以下の加算金が受けられます

条 件	加算額
転入世帯(※1)	50万円
市内業者による新築	30万円
民間分譲宅地購入(※2)	上限50万円
移住世帯の住宅改修(※3) (市内業者施工に限る)	改修費の1/3 上限150万円

#### 転入世帯の場合(※1)

市外に1年以上住民登録されている世帯、または市外に1年以上住民登録され、転入後3年以内の世帯（どちらも単身赴任で転出している場合を除く）の場合。

#### 民間分譲宅地に新築する場合(※2)

宅地整備事業者により市内において新たに住宅用地を分譲することを目的として、令和6年4月1日以降に造成等により工事着手された宅地（1団の分譲地として2区画以上あり、土地の区画形質の変更を伴うもの）を購入し、住宅を新築した場合。

#### 移住世帯が住宅改修工事をする場合(※3)

転入世帯で市内に居住する二親等以内の親族を持たない世帯(移住世帯)が、【飛騨市住むとこネット】に掲載されている住宅を購入し、市内業者による施工で10万円以上の住宅改修をした場合。

市の無料耐震診断をうけていただくことが条件です。

## 対 象 と な る 住 宅

- 令和8年3月末までに取得の手続きを終える住宅。ただし、移住世帯が住宅改修工事をする場合に限り、今年度中に取得の手続きを終える住宅。

(取得とは、工事、検査、登記、住民票の異動、入居の全てが完了することを言います)

- 自らの居住用である戸建て専用住宅又は併用住宅（居住用部分が総面積の1/2以上）。
- 令和5年7月1日以降に、建築確認済証が交付された場合又は建築工事届が受理された場合、断熱等性能等級4以上かつ一次エネルギー消費量等級4以上の性能を有する住宅。

## 受付期間

令和6年4月1日 ～ (令和8年3月末までに取得の手続きを終える住宅)  
※予算範囲内の補助となりますので、受付期間中であっても受付を終了します。

## 受付場所

飛騨市役所 基盤整備部 建築住宅課 (西庁舎3階)  
又は、各振興事務所 基盤環境水道係  
※ 契約締結後、1ヶ月以内に下記書類の提出をお願いします。

## 申請に必要な書類

- ① 住宅取得計画書 (様式第1号)
- ② 入居予定者全員の住民票原本 (続柄及び本籍の表示のあるもの (世帯用))
- ③ 建築確認済証の写し又は工事届の写し (自動車車庫がある場合は、それについても)
- ④ 付近見取図 (住宅地図等)
- ⑤ 住宅立面図・平面図 (間取図)
- ⑥ 住宅改修詳細図及び内訳書 (移住世帯が住宅改修工事をする場合)
- ⑦ 現況写真 (着工前外観、改修工事前内観等)
- ⑧ 工事請負・売買契約書等の写し (取得金額がわかるもの)
- ⑨ 誓約書兼同意書 (様式第2号)
- ⑩ 市外での居住期間がわかる書類 (転入世帯の場合)
- ⑪ 設計住宅性能評価書等の写し (令和5年7月1日以降に建築確認済証が交付、または建築工事届が受理された住宅の場合、添付必須)
- ⑫ 公図の写し (民間分譲宅地を取得した場合)
- ⑬ 造成工事着手日確認兼誓約書 (様式第12号) (民間分譲宅地を取得した場合)
- ⑭ その他市長が必要と認める書類



※設計住宅性能評価書とは、登録住宅性能評価機関の審査によって交付された評価書等、もしくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第27条第1項の規定による省エネ基準への適合性に関する説明書に一次エネルギー消費量計算結果を添付したもので、断熱等性能等級4以上、かつ一次エネルギー消費量等級4以上の性能が確認できるものをいいます。

※新築工事及び移住世帯の住宅改修工事には、一部交付の対象とならない工事があります。詳しくは直接お問い合わせください。

※助成対象住宅を取得した日から10年間は、市外に転出し、対象住宅を第三者に譲渡や賃貸することができません。偽りその他不正な行為を確認したとき、助成金交付要件に該当しなくなったときは、助成金の返還を求められます。

## ◆◆◆ 問い合わせ・受付窓口 ◆◆◆

飛騨市役所 基盤整備部 建築住宅課 住宅新築・購入支援助成金窓口  
〒509-4292 飛騨市古川町本町2番22号 飛騨市役所 西庁舎3階  
電話 0577-73-0153 FAX 0577-73-7500  
E-mail [kenchiku@city.hida.lg.jp](mailto:kenchiku@city.hida.lg.jp)

